

## 処分基準の設定

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	処分の概要	処分権者(担当課)
4	青森市横内川水道水源保護条例	第12条第3項	事故時の措置命令	青森市公営企業管理者企業局長(総務課)

### 処分基準

この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）第2条第1項の規定に基づき、本市の水道の要である横内浄水場と雲谷地区簡易水道の水道水源を保護することにより、安全で良質なおいしい水を安定的に利用する市民の権利を将来にわたって守り、市民の皆さんの生命と健康を守ることを目的としています。

#### 水道法 (責務)

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。



そこで、水道水源を保護するため特に重要な区域を「水源保護区域」に指定し、区域の中の建築物や土地などが事故によって水道水源に汚染等の影響を与えたり、与えるおそれのある場合、建築物や土地の所有者や管理する方は、応急の措置をとって影響の除去や防止をしなければなりません。

事故と **それに対する応急の措置** (例) ※これら以外にもいろいろな事故が起こる可能性があります。

1. 雲谷地区において排水処理設備が壊れ、排水基準を超えた未処理の汚水を排出する。  
⇒ **排水処理設備を修理し、適正な排水に復旧する。**
2. 汚水等を貯留している槽にクラックが生じ、汚水等が地下浸透する。  
⇒ **貯留機能を復旧する。復旧まで貯留しなければならない汚水等の排出を控える。**
3. 崩れた土砂等が、水道水源である河川や沢をせき止める。発生した泥水が水道水源に流入する。  
⇒ **水道水源の支障となる土砂等を撤去し、原状復旧する。**



事故により発生した状況の中には、水道水源へ影響を与えるだけでなく、早急な対応をしなければ被害が拡大する場合もあるかもしれません。そこで、条例では非常災害時において被害を復旧するなどの行為については、許可を取得しなくても行えることとしています\*。いずれにしても事故の結果、水道水源の水質や水量に重大な影響を及ぼすことになれば、条例が目的とする市民の皆さんの生命と健康を守ることが困難になります。

※公営企業管理者 (=管理者) の許可を受けなくても行える行為 (条例第7条第3項)

1. 軽易な行為で管理者が定めるもの (外水栓の設置や改造、貯留式簡易トイレの設置など)
2. **非常災害時における行為**



そこで、**水道水源に汚染等の影響を与えたり、与えるおそれのある事故**を確認した場合は、まず応急の措置を指導しますが、指導に従っていただけないときは、水道水源の保護を確実なものとするため、管理者は**期限を定めて、事故による水道水源の汚染等の影響の除去又は防止のため必要な措置の実施を命じます。**

意見陳述区分 弁明の機会の付与 ※緊急を要する案件に対しては、適用されない場合があります。